

議案第74号	三田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
人 事 課	三田市特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成24年10月からの政務調査費を改定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。	
【関係法令】 地方自治法第100条第14項		
【改正内容】 政務調査費の改定（別表関係）		
対 象	現 行	改正案
	条例規定	
政務調査費の月額(議員1人当たり)	45,000円	60,000円
【施行期日】 平成24年10月1日		